

みなかみ町土地開発公社宅地分譲に係る紹介謝礼金交付要領

(目的)

第1条 みなかみ町土地開発公社（以下「甲」という。）が造成した住宅分譲地の販売を促進するため、当該分譲地を購入希望者（以下「乙」という。）に紹介した場合、紹介者（以下「丙」という。）に対して紹介謝礼金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 紹介謝礼金の交付を受けられる者は、甲に住宅分譲地の購入希望者を紹介した個人とする。ただし、次に該当する者は、交付対象者から除外するものとする。

- (1) 購入希望者本人の同居家族
- (2) 購入希望者本人の2親等以内の親族
- (3) みなかみ町土地開発公社の職員及びその家族（役員を含む）
- (4) みなかみ町職員のうち公共事業の用地事務に携わる職員

(交付額)

第3条 紹介謝礼金は、分譲価格の100分の3（千円未満切り捨て）とする。この場合の上限額は15万円とする。

(交付の条件)

第4条 紹介謝礼金の交付は次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限る。

- (1) 丙は、乙が甲に分譲申込書を提出する前に、甲に対し購入者紹介書兼紹介謝礼金交付申請書（別記様式1号）を提出しなければならない。
- (2) 丙は、甲の分譲要領を承知したうえ、乙を現地へ案内しなければならない。
- (3) 丙が紹介した宅地の土地売買契約が締結され、分譲代金の完納がなされなければならない。

(交付の決定)

第5条 紹介した宅地の分譲代金が完納した場合、第2条及び第4条に掲げる条件について審査を行い、甲は丙に対し交付決定通知書（別記様式2号）を交付するものとする。

(交付)

第6条 甲は、丙の提出した紹介謝礼金請求書（別記様式3号）により、前条の交付決定後30日以内に丙の指定する金融機関に振込むものとする。

(交付の取消)

第7条 甲は丙が以下の各号の一に該当する場合、交付の取消しができるものとする。

又、既に紹介謝礼金が交付されている場合は、その返還を要求できるものとする。

- (1) 不特定多数の者に継続反復して宅地等の斡旋していることが判明した場合。
- (2) 紹介謝礼金を受け取るべく、丙が乙と事前に工作した場合。
- (3) 買い戻し又は契約解除により、甲乙間の契約が契約締結日から5年以内に無いものとなったとき。

附則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年10月19日から施行する。